

第二十三條

評議員會ニ於テ協議シタル事項ハ會長又ハ副會長ノ承認ヲ經タル上實行スルモノトス

第二十四條

事業ノ概況ハ毎月會員ニ發表スルモノトス

事業

第二十五條

本會ノ遂行スル事業ハ之ヲ左ノ通り定ム

- 一、冠婚、葬祭ニ於ケル慶弔金ノ贈呈
- 二、病氣中ノ救済
- 三、共同購買
- 四、懇親會ノ開催

第二十六條

會員ニシテ左記事項ニ該當スル者ニハ下記ノ金員ヲ贈呈シ以テ慶弔ノ意ヲ表スルモノトス

- 一、會員ノ死亡シタル時 金貳拾圓
- 一、兩親、配偶者ノ死亡シタル時 金拾圓
- 一、子ノ死亡シタル時 金八圓
- 一、會員結婚シタル場合 金拾圓

第二十七條

一、會員又ハ其ノ配偶者ノ出産 金八圓  
一、會員三週間以上ニ亘ル入營ノ場合 金五圓  
但、勤続滿壹ケ年未滿ノ會員ニ對シテハ其ノ半額ヲ贈與ス

第二十八條

會員病氣ニテ引籠リ二週間ヲ經過シ尙休養ヲ要スル者ニシテ必要ト認メタル者ニハ三週ノ初メヨリ五週間ヲ出デザル範圍ニ於テ缺勤中日給ノ半額ヲ見舞トシテ贈與ス

第二十九條

會員ニ日用品ヲ廉價ニ販賣センガ爲メ共同購買ヲナス

第三十條

共同購買ノ目的ヲ達センガ爲メ使用人ヲ置ク事ヲ得

第三十一條

共同購買規約ハ別ニ之ヲ定ム

第三十二條

毎年壹回會員懇親ノ爲メ運動會又ハ懇親會ヲ開催スルモノトス  
此ノ場合ニ於テハ會長又ハ副會長ハ特別委員ヲ任命ス。コトアルベシ

第三十三條

別段ニ規定ナキ事項ハ評議員會ニ諮問シ常務委員之ヲ行フ  
本規則ハ評議員三分ノ二以上ノ賛成及會長又ハ副會長ノ承認アリタル時ハ之ヲ訂正加除スルコトヲ得

附 則